

鹿屋市告示第371号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の規定に基づき定めた「鹿屋農業振興地域整備計画」を変更したので、同法第13条第4項で準用する同法第12条第1項の規定により告示し、次により縦覧に供する。

令和8年7月27日

鹿屋市長 郷原 拓男

1 鹿屋農業振興地域整備計画の縦覧場所

鹿屋市役所 農林水産部 農政課

輝北総合支所 産業建設課

串良総合支所 産業建設課

吾平総合支所 産業建設課

2 令和8年鹿屋市告示第310号で縦覧に供した鹿屋農業振興地域整備計画の変更案に対する住民からの意見の要旨及び処理結果

意見書の提出なし